

川崎市地域相談支援センター
運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項
(令和5年度)

令和5年11月
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

1 業務概要

(1) 件名

川崎市地域相談支援センター運営業務

(2) 目的

川崎市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という）第 77 条第 1 項第 3 号に規定する障害者相談支援事業を実施する地域相談支援センターを各区に 3 か所～ 4 か所ずつ設置しています。

令和 5 年度中に開設する地域相談支援センターの運営業務を委託する法人を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

(3) 募集する地域相談支援センターの担当区、箇所数及び担当エリア

| 区 | 箇所数 | 担当エリア |
|-----|------|------------------------|
| 中原区 | 1 か所 | 中原区（ただし、区内で担当地区を設定します） |

(4) 開設予定年月日

令和 5 年 1 2 月 1 9 日以降（予定）

※その他、業務概要の詳細は別紙 1「川崎市地域相談支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

2 委託内容

地域相談支援センターは、障害者ケアマネジメントを含むソーシャルワーク等の技法を活用して、障害者等の地域における基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活の支援を行うため、次の各号に掲げる事業を実施するものとします。

- (1) 障害種別及び年齢等を問わない総合相談
- (2) 支援に繋がっていない障害者等への支援
- (3) 福祉サービスの利用支援
- (4) 社会資源を活用するための支援
- (5) 社会生活力を高めるための支援
- (6) 地域の関係者・関係機関等とのネットワークづくり
- (7) 障害者支援施設及び精神科病院等からの地域移行及び地域定着のための支援
- (8) 権利擁護のために必要な支援
- (9) 災害時における障害者の避難等に関する支援
- (10) 専門機関の紹介
- (11) 地域自立支援協議会への参画
- (12) 区サービス調整会議及び区相談支援調整会議への参加
- (13) その他、地域の相談支援体制の整備・充実に関する業務

※その他、委託内容の詳細は（別紙 1）「仕様書」を参照してください。

※令和 6 年度以降は本委託業務とは別に、健康福祉局障害計画課から法第 20 条第 2 項の規定により実施する障害支援区分認定調査に係る業務を委託する予定です。

3 委託契約期間

契約締結日～令和6年3月31日

※市がその業務の実施につき著しく不相当と認めた場合又は法及びこれに関連する政省令等に定める事項に違反した場合は、委託契約期間の満了日以前に契約を解除する場合があります。

※次年度以降は、原則として年度ごとに市と受託法人との間で委託契約を取り交わすこととします。ただし、川崎市議会定例会において、当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きは行いません。

4 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 契約形態

総価契約

(3) 委託料概算額（令和5年度予算）

委託料の概算額は、6,732,000円以下（消費税及び地方消費税課税事業）を予定しています。

見積書の見積額については、上記の概算額以下となるようにしてください。

対象経費は、開設準備費（委託契約締結以降に生じる改修工事費、備品購入費、敷金・礼金等）、事業費（事務用品費等）、事務所運営費（委託契約締結以降に生じる家賃等）及び人件費としますが、金額は設置及び配置状況等により、本市と別途協議を行います。

※事務所の設置場所は、原則として担当エリア内とするため、事務所等の賃貸借契約は選定結果通知後、本市と確認の上で行うようにしてください。

5 応募資格

社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認めた法人（営利法人を除く）であって、中立・公正な運営を行うことができ、かつ、次の要件を満たす法人とします。

- (1) 契約締結日において、指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行っていること、または令和6年度中に指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業を行うことができること。
- (2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指定停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 法人又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

6 スケジュール（予定）

| 時 期 | 事 項 |
|-----------------|--|
| 令和5年11月15日（水） | 募集要項の公表 |
| 令和5年11月29日（水）まで | 参加意向申出書の受付 |
| 令和5年11月29日（水）まで | 応募に関する質問受付 |
| 令和5年12月 1日（金） | 提案資格確認結果通知書の送付 |
| 令和5年12月 1日（金）まで | 質問に対する回答 |
| 令和5年12月 8日（金）まで | 応募書類受付 |
| 令和5年12月15日（金） | 障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会 （プレゼンテーション・ヒアリング） |
| 令和5年12月19日（火） | 選定結果通知・公表 |
| 令和5年12月19日（火）以降 | 地域相談支援センター運營業務委託契約締結 |

7 応募手続き

（1）参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する法人は、次のとおり必要書類を提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・参加意向申出書（様式1） ・応募資格を有していることについての申立書（様式2） ・コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式3） ・誓約書（様式4） |
| 必要部数 | 1部 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。） |
| 提出先 | 7ページ「11 担当部署」と同じ |
| 受付期間 | 令和5年11月15日（水）～令和5年11月29日（水） ※郵送の場合は必着 |

（2）提案資格確認結果通知書の交付

資格の有無を確認し、令和5年12月1日（金）に電子メールで「提案資格確認結果通知書」を送付します。

※提案資格確認結果の理由について説明を希望する法人は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

（3）質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和5年11月15日（水）～令和5年11月29日（水）

※受付期間を過ぎてからの質問には回答いたしません。

イ 質問受付方法

質問は電子メールで受け付けます。

質問受付メールアドレス： 40keasui@city.kawasaki.jp

メール件名：【質問】地域相談支援センター設置・運営法人募集に関する質問

ウ 本文記載上の注意点

質問の趣旨を簡潔にまとめてください。

Word、Excel 又は PDF の形式で質問を添付しても構いませんが、それ以外の文書形式は御遠慮ください。

エ 回答

質問及びそれに対する回答については、令和5年12月1日（金）に参加意向申出書を提出した全法人に対して電子メールで送付します。

なお、応募に関する質問以外は回答できませんので御了承ください。

また、回答の内容は、本要項と同等の効力を有するものとします。

(4) 応募書類の提出

「提案資格あり」と確認された法人は、次のとおり必要書類を提出してください。

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ①全ての法人が提出 ・障害福祉サービス等の実施状況（様式5） ・企画提案書（様式6） ・見積書（様式7） ・法人の理念や事業内容等がわかる資料（パンフレット等） ②令和5年11月1日時点において川崎市から基幹相談支援センター又は地域相談支援センターの業務委託を受けていない法人のみ提出 ・定款又は寄付行為 ・履歴事項全部証明書（申請時から3か月以内に発行されたものの原本） ・印鑑証明書（原本） ・役員名簿（任意様式、応募時点のもの） ・決算書（財務諸表）（直近2か年分） ・指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の運営にあたり都道府県知事又は市町村長から指定を受けたことがわかる書類の写し（指定を受けている場合のみ） |
| 必要部数 | ・提出書類①は10部（正本1部・副本9部（複写可）、A4版） ・提出書類②は1部（A4版） ※やむを得ずA4サイズにできない書類については、A4サイズに折り込んでください。 |
| 提出方法 | 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。） ※持参の場合は、事前に電話連絡をお願いします。 |
| 提出先 | 7ページ「11 担当部署」と同じ |

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和5年12月1日（金）～令和5年12月8日（金） ※郵送の場合は必着 |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の返却はいたしません。 ・提出書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担といたします。 ・提出書類の差替え及び再提出は原則として認めません。 <p>ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認めます。</p> <p>なお、参加意向申出書を提出後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式8）を企画提案書受付期間中に提出してください。</p> |

8 選定方法

(1) 選定機関

委託法人の選定は、川崎市障害者相談支援センター設置・運営法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て選定します。

(2) 選考委員会委員

| | |
|------|---|
| 委員長 | 健康福祉局地域包括ケア推進室長 |
| 副委員長 | 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（専門支援） |
| 委員 | 健康福祉局障害保健福祉部長 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長 健康福祉局障害保健福祉部精神保健課長 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長 |

(3) プレゼンテーション等の実施

企画提案法人には、次のとおりプレゼンテーションを実施していただきます。

ア 開催日時及び開催場所

開催日 令和5年12月15日（金）

※開催時間、開催場所及び発表時間については、企画提案法人に別途通知します。なお、プレゼンテーションの出席者は最大3名までとします。

イ プレゼンテーション内容等

事前に提出した企画提案書（様式6）に基づき、説明をしていただきます（10分）。

その後、質疑応答を行います（10分）。

※パソコン、マイク、プロジェクター等は使用できません。

(4) 選定基準

企画提案の評価は、別紙2「川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準」に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最も高い得点を得た法人を本委託業務の選定法人とします。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、令和5年12月19日（火）（予定）に全ての応募法人あて郵便

にて文書で通知するとともに、川崎市ホームページで公表します。

9 決定の取消

設置・運営法人決定後においても、次に掲げる事項に該当するときは、決定の取消を行う場合があります。なお、決定の取消に伴い生じる法人負担について、本市からの補填はありません。

- (1) 応募書類に虚偽等が判明した場合
- (2) 障害者相談支援センターの設置基準及び人員基準等を満たせないと見込まれる場合
- (3) 特段の事由がなく川崎市の指導に従わない場合
- (4) その他事業執行上、支障が発生した場合

10 契約の手続き等

- (1) 契約書作成の要否
要します。

- (2) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

- (3) その他

本委託契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 担当部署

書類の提出先、問い合わせ先は次のとおりです。

| | |
|--------|---|
| 部署名 | 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室障害者相談支援担当 |
| 所在地 | 〒212-0013 川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 10 階 |
| 郵便物送付先 | 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 |
| 電話番号 | 044-200-3945 |
| ファクス番号 | 044-200-3926 |
| 電子メール | 40keasui@city.kawasaki.jp |
| 受付時間 | 平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分（正午～午後 1 時を除く） |

※所在地と郵便物送付先が異なりますので、書類を持参又は郵送する際は御注意ください。